

2/16 制度

		一部を自己負担
コロナ治療費	全額公費負担	窓口負担が 1割=3000円、 2割=6000円、 3割=9000円 を上限
入院費	高額療養費の自己負担限度額から月2万円補助	高額療養費の自己負担限度額から月1万円補助
診療報酬	感染対策や入院調整などに加算	加算の廃止や縮小
病床確保料	1万6千~21万8千円 あたり日額	2万9千~17万4千円 一定の感染水準時、原則重症状況置い患者用のみ



コロナ患者負担天9000円

入院補助減月1万円に

来月以降

厚生労働省は15日、10月以降の新型コロナウイルスの医療費負担について発表した。現在金額を支拂う。また、診療報酬上の特例や病床確保料といった医療機関への支援も縮小する。

厚生労働省は他の病気との公平性から、10月以降はコロナ治療費にも患者に一定の自己負担を求める

が負担する。また、診療報酬上の特例や病床確保料といった医療機関への支援も縮小する。

新型コロナが今月5月に感染症法上の5類になったのに伴い、政府は来年3千~9千円までを患者が負担し、上回る分は公費で

インフルエンザと同程度の自己負担額となっていった。ただ、コロナ治療費は5万~25万円と高額なため、現在は全額を公費で負担している。

厚生労働省は他の病気との公平性から、10月以降はコロナ治療費にも患者に一定の自己負担を求める

が負担する。また、診療報酬上の特例や病床確保料といった医療機関への支援も縮小する。

新型コロナが今月5月に感染症法上の5類になつたのに伴い、政府は来年3千~9千円までを患者が負

まかね。

まかね。

る医療機関の拡大などもふまえ、診療報酬上の特例も見直す。コロナ患者の入院調整や医療機関内の感染対策に対する加算の減額のほか、療養指導の加算も廃止する。自宅や介護施設で療養する患者を緊急往診した際に支

られる報酬も約3分の1となる。

。

入院医療費は、現在は高額療養費制度を適用した上で、自己負担分を月最大2万円補助していく。感染者の医療費は、5類に最大2万円補助しているが、10月以降は補助を1万円に減らす。患者の重症化率の低下や解熱剤代などが季節性

(神奈川県)